

令和6年 第1回  
組合議会定例会会議録

開会 令和6年3月29日  
閉会 令和6年3月29日

常総地方広域市町村圏事務組合

令和6年第1回常総地方広域市町村圏事務組合議会定例会会議録

- 招集年月日 令和6年3月29日
- 招集の場所 常総環境センター啓発棟・二階大会議室
- 開会（開議） 午前10時30分
- 出席議員（12名）

1番 岡野一男君	2番 倉持守君
3番 中村博美君	4番 関川翔君
5番 細谷典男君	6番 赤羽直一君
7番 海老原博幸君	8番 田中啓一君
9番 堤茂信君	10番 中島督仁君
11番 高木寛房君	12番 豊島葵君
- 欠席議員（0名）
- 地方自治法第121条の規定により出席を求めた者

管理者	松丸修久君
副管理者	神達岳志君
副管理者	中村修君
事務局長	山中毅君
消防長	岡野智行君
消防次長	仲林幸一郎君
事務局次長	瀬崎香代君
参事兼常総環境センター所長	稲川光一君
管理課長	酒井義男君
施設課長	樋口博君
常総環境センター副参事兼所長補佐	野口貴洋君
管理課長補佐	枝川温君
施設課長補佐	瀬尾匡央君
施設課長補佐	萩山智治君
- 職務のため出席した者  
笠見友和、篠原有紀子

## 議 事 日 程

日程第1	議席の指定について
日程第2	選挙第 1号 常総地方広域市町村圏事務組合議会副議長の選挙について
日程第3	会議録署名議員の指名について
日程第4	会期の決定について
日程第5	管理者報告
日程第6	議案第 1号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
日程第7	議案第 2号 常総環境センター廃棄物処理施設整備等基本構想策定委員会条例について
日程第8	議案第 3号 常総地方広域市町村圏事務組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第9	議案第 4号 常総地方広域市町村圏事務組合手数料徴収条例の一部を改正する条例について
日程第10	議案第 5号 令和5年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第4号)について
日程第11	議案第 6号 令和6年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計予算について
日程第12	議案第 7号 常総地方広域市町村圏事務組合監査委員の選任につき同意を求めることについて
日程第13	議員提出議案 常総地方広域市町村圏事務組合議会傍聴規則の一部を改正する規則について 第 1号

---

開 会 午前10時30分

---

○議長(中村博美君) 本日は、お忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。

開会に先立ちまして、取手市、守谷市、つくばみらい市におきまして組合議員の選挙がありましたので、ご報告申し上げます。

取手市議会で組合議員の選挙が行われ、2月15日付けで関川翔君、細谷典男君、赤羽直一君が当選されました。赤羽君は再任となります。関川翔君は、当選3回で、取手市議会におきましては、議会運営委員会副委員長、福祉厚生常任委員会委員長などを歴任されております。細谷典男君は、当選5回で、取手市議会におきましては、市議会副議長、総務文教常任委員会委員長などを歴任されております。

続いて守谷市議会で組合議員の選挙が行われ、3月1日付けで海老原博幸君、田中啓一君、堤茂信君が当選されました。海老原博幸君は、当選2回で、守谷市議会におきましては、議会運営委員会委員、保健福祉常任委員会委員などを歴任されております。田中啓一君は、当選2回で、守谷市議会におきましては、保健福祉常任委員会副委員長、総務教育常任委員会委員などを歴任されております。堤茂信君は、当選3回で、守谷市議会におきましては、総務教育常任委員会副委員長、議会改革推進会議委員などを歴任さ

れております。

続きまして、つくばみらい市議会で組合議員の選挙が行われ3月1日付で、中島督仁君、高木寛房君、豊島葵君が当選されました。豊島君、高木君は再任となります。中島督仁君は、当選1回で、現在、経済常任副委員長を務めております。それでは、新たに組合議員となりました皆様より、ご挨拶をお願いいたします。

関川翔君。

○4番（関川翔君）皆様おはようございます。取手市議会から参りました関川翔でございます。今回初めてこちらでお世話になることになりました。先輩の皆様、どうぞご指導いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（中村博美君）細谷典男君。

○5番（細谷典男君）取手市議会の細谷です。よろしくお願いいたします。

○議長（中村博美君）海老原博幸君。

○7番（海老原博幸君）守谷市議会から参りました海老原博幸です。よろしくお願いいたします。

○議長（中村博美君）田中啓一君。

○8番（田中啓一君）守谷市議会から参りました田中です。よろしくお願いいたします。

○議長（中村博美君）堤茂信君。

○9番（堤茂信君）守谷市議会の堤です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中村博美君）中島督仁君。

○12番（中島督仁君）つくばみらい市から来ました中島督仁です。まだまだ不慣れではございますが、皆様よろしくお願いいたします。

○議長（中村博美君）皆様方には、組合議会の運営について、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（中村博美君）只今の出席議員は、12名で定足数に達しております。

よって、令和6年第1回常総地方広域市町村圏事務組合議会定例会は、成立いたしました。

組合広報から、議場内の撮影の申し出がありましたので、許可をいたしております。これより開会いたします。

本日の議事日程は、会議規則第8条の規定により議事日程を定め、お手元に配付のと

おりであります。

地方自治法第 121 条の規定により、議案等説明のため議場に出席を求めた者の職名を申し上げます。

管理者、副管理者、事務局長、消防長、消防次長、事務局次長、参事兼環境センター所長、管理課長、施設課長、環境センター副参事兼所長補佐、管理課長補佐、施設課長補佐、以上の者です。

---

#### 日程第 1 議席の指定について

○議長（中村博美君）これより議事日程に入ります。

日程第 1 議席の指定を行います。

議席は、ただいま、ご着席のとおり指定いたします。

---

#### 日程第 2 選挙第 1 号 常総地方広域市町村圏事務組合議会副議長の選挙について

○議長（中村博美君）日程第 2 選挙第 1 号 常総地方広域市町村圏事務組合副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 2 項の規定による指名推選といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（中村博美君）ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長において指名することといたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（中村博美君）ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、副議長に豊島葵君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議長において指名いたしました豊島葵君を副議長の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（中村博美君）ご異議なしと認めます。

よって、豊島葵君が副議長に当選されました。当選されました豊島葵君が議場におられますので、会議規則第19条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

それでは、当選人の豊島葵君より、当選の承諾及びご挨拶をお願いいたします。

○12番（豊島葵君）ただいまご推薦いただきました豊島葵です。引き続き皆様と一緒にできることを光栄に思っております。今後ともよろしくお願いいたします。

○議長（中村博美君）ありがとうございました。

以上で、副議長の選挙を終わります。

---

### 日程第3 会議録署名議員の指名について

○議長（中村博美君）日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第42条の規定により、6番 赤羽直一君、8番 田中啓一君を指名いたします。

---

### 日程第4 会期の決定について

○議長（中村博美君）日程第4 会期の決定について、を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（中村博美君）ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

---

### 日程第5 管理者報告

○議長（中村博美君）日程第5 管理者報告を行います。

管理者より発言を求められておりますので、これを許可します。

管理者 松丸修久君。

○管理者（松丸修久君）おはようございます。令和6年第1回組合議会定例会の開会にあたり、管理者報告をさせていただきます。

この度、取手市、守谷市、つくばみらい市において組合議員の選出をしていただき、組合議員12人中6人の交代がございました。新議員の皆様におかれましては、組合議会の運営に、ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、常総運動公園及び地域交流センターについては、令和4年4月より指定管理者「常総アップサイクルパーク共同事業体」が一体的な指定管理とパークPFIを併用した管理運営を行っています。公園内には新たにキャンプ場、ドッグパーク及びバーベキュー場が加わり、圏域内住民のみならず県外からの来園者も増加し、賑わい創出に貢献しております。また、パークPFI施設の収益の一部を活用し、旧レストハウス跡地に多目的トイレを設置し、来園者へのサービス向上に寄与しております。

常総運動公園では、パークPFI施設を除く2月末までの総利用者数が、約18万8千人で、前年度と比較して、18%の増、パークPFI施設では約1万6千人の利用と約8,800頭の犬の利用がありました。

地域交流センター「いこいの郷 常総」では、2月末までの総利用者数が約9万5千人、前年度と比較して、14%の増となっております。施設別では、宿泊施設は運動公園と連携したスポーツ合宿や認知度向上により、コロナ禍前の利用者数を8%上回り、最多利用者数を更新しております。一方で、健康増進施設は類似施設の出店等により、コロナ禍前の利用者数の半数程度と苦戦を強いられておりますが、引き続き、集客増に繋がるような管理運営に努めてまいります。

次に、常総環境センターについては、焼却施設補修に伴う可燃ごみの処理を昨年度に引き続き、さしま環境管理事務組合及び県外3箇所の民間処理施設にお願いをしております。焼却施設の補修状況は、昨年12月には、1号炉の補修が完了し、令和6年4月からは、残りの2炉の補修に着手し、年度内には全ての焼却炉の補修が完了し、安定的な操炉運転へ移行してまいります。

2月末までのごみの搬入量は、前年度と比較して約1,900トン減となっております。リサイクル率は、ペットボトルが70.6%、前年度より0.1ポイント減、プラスチック製容器包装は、43.7%、0.8ポイント減となっております。来年度からは、アサヒ飲料株式会社及びキリンビバレッジ株式会社と締結した協定書に基づき、ペットボトルの水平リサイクルを開始します。今後も、リサイクル率を上げるよう各市と連携してPRをしてまいります。

焼却灰等の最終処分については、県内1箇所、県外4箇所に最終処分や再利用をお願いし、安定的な処分を維持しております。また、熔融スラグの有効利用については、2月末までに262トン、前年度と比べ35トン、16%の増となっており、更なる拡大に取り組んでまいります。

次に、障がい者支援施設「常総ふれあいの杜」については、常時介護を必要とする身体障がい者、知的障がい者が入所する施設として、社会福祉法人日本キングス・ガーデンが平成19年の施設開所より指定管理業務を行っています。入所者及びその家族とも強固な信頼関係を構築し、安定した管理運営を継続しておりますが、新型インフルエンザ等の感染症から入所者を守るため、引き続き、職員の健康管理を徹底し、入所者が安心して生活できるよう管理運営に努めてまいります。

次に、消防事業については、3署5出張所、再任用9名を含む265名体制で住民の生命、財産を守るため、日夜、消防・救急業務に対応しております。

広域管内の2月末までの火災出動件数は43件で、前年度と比較して5件の減。救助出場件数は133件で、前年度と比較して、6件の増となります。救急出場件数は、前年度と比較して、738件増の7,406件で、過去最多の件数となっております。このような中、当広域管内の救急・消防需要は益々増大することが予想され、より効率的・効果的な消

防体制の運用並びに圏域内の消防力の強化を図るため、平成 30 年度に消防力適正配置検討委員会を設置、同委員会からの答申を踏まえ、消防基本計画を策定いたしました。この計画に則り、現在、つくばみらい消防署谷和原出張所と東部出張所を整理統合し、みらい平地区周辺に令和 10 年 4 月の開署に向け、(仮称)みらい平消防署の用地取得を進めております。

消防庁舎については、今年度、建設から 33 年経過している消防本部及び水海道消防署の庁舎改修工事を、来年度まで 2 箇年かけて実施しており、今後も老朽化した施設の整備を順次進めてまいります。

また、消防車両については、車齢 20 年以上を経過したつくばみらい消防署の消防ポンプ自動車及び走行距離 20 万キロメートルを経過した守谷消防署の救急自動車を更新予定であります。引き続き、老朽化した消防自動車の更新、災害時に給水対応する水槽車の整備等を計画的に進め、消防装備の維持・強化を図ってまいります。

以上、諸般の状況を申し上げ、管理者報告とさせていただきます。

○議長（中村博美君）以上で管理者報告を終わります。

---

日程第 6 議案第 1 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

○議長（中村博美君）日程第 6 議案第 1 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、を議題といたします。

本件は、地方自治法の規定により監査委員の意見を徴することと定められております。意見書は事前にお手元にお配りのとおりです。

提案理由の説明を求めます。

管理者 松丸修久君。

○管理者（松丸修久君）提案の理由を申し上げます。

地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に関する必要な措置を講ずるため、関係する条例を整備するものです。

また、法の改正により引用条項に変更が生じることから、併せて所要の整理を行うものです。

よろしくご審議のうえ、ご決議のほどお願い申し上げます。

○議長（中村博美君）以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（中村博美君）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

○議長(中村博美君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第1号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり)

○議長(中村博美君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第2号 常総環境センター廃棄物処理施設整備等基本構想策定委員会条例について

○議長(中村博美君) 日程第7 議案第2号 常総環境センター廃棄物処理施設整備等基本構想策定委員会条例について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者 松丸修久君。

○管理者(松丸修久君) 提案の理由を申し上げます。

常総環境センター廃棄物処理施設整備等基本構想の策定にあたり、有識者、常総環境センター検討委員会委員、関係市副市長により組織する常総環境センター廃棄物処理施設整備等基本構想策定委員会を設置する条例を制定するものです。

よろしくご審議のうえ、ご決議のほどお願い申し上げます。

○議長(中村博美君) 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

○議長(中村博美君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

○議長(中村博美君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第2号 常総環境センター廃棄物処理施設整備等基本構想策定委員会条例については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり)

- 議長（中村博美君）ご異議なしと認めます。  
よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第3号 常総地方広域市町村圏事務組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

- 議長（中村博美君）日程第8 議案第3号 常総地方広域市町村圏事務組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。  
管理者 松丸修久君。

- 管理者（松丸修久君）提案の理由を申し上げます。  
常総環境センター廃棄物処理施設整備等基本構想策定委員会の設置にあたり、委員の報酬及び費用弁償を支給するため、常総地方広域市町村圏事務組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例を改正するものです。  
報酬は、有識者が月額1万3千円、その他の委員が月額5千円とし、費用弁償は他の委員同様に管理者に相当する額とするものです。  
よろしくご審議のうえ、ご決議のほどお願い申し上げます。

- 議長（中村博美君）以上で提案理由の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

- 議長（中村博美君）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。  
これより討論に入ります。討論はごさいませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

- 議長（中村博美君）討論なしと認めます。これにて討論を終結します。  
これより採決に入ります。  
議案第3号 常総地方広域市町村圏事務組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり)

- 議長（中村博美君）ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第4号 常総地方広域市町村圏事務組合手数料徴収条例の一部を改正する条例について

○議長（中村博美君）日程第9 議案第4号 常総地方広域市町村圏事務組合手数料徴収条例の一部を改正する条例について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者 松丸修久君。

○管理者（松丸修久君）提案の理由を申し上げます。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が令和5年12月6日に公布されました。このため、常総地方広域市町村圏事務組合手数料徴収条例の一部を改正するものです。

今回の改正は、直近の人件費単価及び消費者物価指数などの変動を反映したことによる手数料の一部引上げとなります。

よろしくご審議のうえ、ご決議のほどお願い申し上げます。

○議長（中村博美君）以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（中村博美君）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（中村博美君）討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第4号 常総地方広域市町村圏事務組合手数料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（中村博美君）ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第5号 令和5年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第4号）について

○議長（中村博美君）日程第 10 議案第 5 号 令和 5 年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第 4 号）について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者 松丸修久君。

○管理者（松丸修久君）提案の理由を申し上げます。

令和 5 年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第 4 号）については、歳入歳出それぞれ 231 万円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ 71 億 6,040 万円とするものです。

歳入では、雑入において取手市の水害に伴う災害廃棄物処理費用を取手市負担分として増額するものと、事業費確定に伴う組合債の減額をするものです。

歳出では、衛生費において焼却炉改修工事期間中のごみの外部搬出処理に伴い委託費の予算に組み替えが生じたものと取手市の水害に伴う災害廃棄物の受入選別費用を増額するもの、消防費では設計監理委託料と車両購入費の事業費が確定したことに伴う減額を行うものです。

併せて、繰越明許費において、温水プール設備の緊急修繕及び消防職員の大型自動車免許取得補助事業費を追加設定し、既設定事業を増額変更するものです。

よろしくご審議のうえ、ご決議のほどお願い申し上げます。

○議長（中村博美君）以上で提案理由の説明が終わりました。

続いて、事務局より補足説明があります。

管理課長 酒井義男君。

○管理課長（酒井義男君）補足説明させていただきます。

議案 31 ページをお願いいたします。令和 5 年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第 4 号）につきましては、歳入では、6 款 2 項 1 目の雑入で、取手市の水害に伴う災害廃棄物 192.89 トンの処理費用 649 万円を増額し、7 款 1 項 2 目の消防債で、車両 3 台購入とつくばみらい消防署及び南守谷出張所の庁舎改修事業に係る事業費確定に伴い、起債 880 万円を減額するものです。

32 ページをお願いいたします。歳出では、4 款 1 項 1 目の環境センター費で、可燃ごみの外部搬出処理処分について、当初予算では当組合が一時支出し、ごみ処理施設運営管理委託料で精算する見込みでございましたが、民間事業者への処分費は株式会社タクマが支払うこととなったこと、また、可燃ごみの外部搬出に伴い、環境センターから排出されるスラグ等の処分量は減少しますが、外部搬出した可燃ごみを組合施設で処理した場合の処分相当量を組合負担としたことなどによる精算のため、可燃ごみ搬出処理処分委託料を 3 億 9,700 万 5 千円減額、処分委託料を 860 万 3 千円減額し、運転管理委託料を 4 億 560 万 8 千円増額するものです。また、災害廃棄物受入選別委託料は、受入れに伴い施設の運転管理で発生した人件費、重機リース代等の費用負担のため 115 万 5 千円増額するものです。

下にまいりまして、6 款 1 項 2 目消防施設費では、つくばみらい消防署及び南守谷出張所の庁舎改修と車両 3 台の購入事業に係る事業費確定に伴い、委託料 48 万 4 千円、備品購入費 924 万 7 千円、合わせて 973 万 1 千円を減額するものです。

ページを戻っていただきまして 29 ページをお願いいたします。第 2 表の繰越明許費補正では、追加として 5 款 1 項の都市計画費、温水プール地下ピットダクトファン他緊急修繕で、常総ふれあいスポーツセンター温水プール地下ピットに設置されているダクトファン及び排水ポンプが故障し、交換が必要となりましたが、年度内竣工が困難であることから 91 万 3 千円を繰越し、その下の 6 款 1 項の消防費、大型自動車免許取得補助事業で、消防職員の大型自動車免許取得に対する補助金の今年度支給対象者のうち、年度内の免許取得が困難となった 3 名分 45 万円を繰り越すものです。また、その下の「変更」の表で、同じく消防費の、消防車両購入事業では、広報車と連絡車、各 1 台について年度内納車が困難なため、第 1 号補正で繰越明許費を設定いたしました。車両代のみを計上し登録手数料や重量税などの諸経費が未計上であったため、25 万 8 千円を増額するものです。

補足説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（中村博美君）これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（中村博美君）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。  
これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（中村博美君）討論なしと認めます。これにて討論を終結します。  
これより採決に入ります。

議案第 5 号 令和 5 年度常総地方広域市町村圏事務組合 一般会計補正予算（第 4 号）  
については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（中村博美君）ご異議なしと認めます。  
よって、議案第 5 号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 11 議案第 6 号 令和 6 年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計予算について

○議長（中村博美君）日程第 11 議案第 6 号 令和 6 年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計予算について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者 松丸修久君。

○管理者（松丸修久君）提案の理由を申し上げます。

令和6年度一般会計予算は、歳入歳出総額 75 億 5,979 万 8 千円で、前年度と比較して、7 億 4,741 万 3 千円、11%の増額であります。

歳入の主なものは、分担金及び負担金で歳入総額に対し 81.8%を占めており、前年度と比較し増額の主なものは、人件費及び土木費・消防費の建設事業費の増額により分担金及び負担金が 3 億 5,636 万 9 千円、6.1%の増額、国庫支出金では公園給水設備更新事業などの対象事業の増加により 8,048 万 4 千円の増額、組合債も対象事業の増加により 2 億 5,700 万円の増額であります。

歳出では、歳出総額に対し衛生費が 30.9%、消防費が 42.6%を占めております。前年度と比較して増額の主なものは、人件費で人事院勧告に基づく制度改正及び地域手当支給率の増に伴い 1 億 9,262 万 9 千円の増額、建設事業費では土木費の公園給水設備更新事業、消防費の消防本部・水海道消防署建設事業、(仮称)みらい平消防署建設事業などの実施に伴い 4 億 9,901 万円の増額であります。

よろしくご審議のうえ、ご決議のほどお願い申し上げます。

○議長（中村博美君）以上で、提案理由の説明が終わりました。

続いて、事務局より補足説明があります。

管理課長 酒井義男君。

○管理課長（酒井義男君）ご説明いたします。

令和6年度予算につきましては、予算関係の説明資料は、資料1、2、3となります。

まず、資料1の令和6年度予算算出基礎資料をお願いいたします。こちらは、関係市町負担金を算定するための基礎データ及び算出計算結果を示した資料となります。1ページの1 関係市町負担金負担割合では、各費目で使用する負担割合となります。基本は、均等割10%人口割90%となりますが、民生費、衛生費、消防費は応益割が含まれております。

2ページをお願いいたします。2 関係市町負担金算定基礎の①関係市町人口では、負担割合で使用する令和5年10月1日現在の常住人口となります。②は令和5年10月1日現在の障害者支援施設の入所者数です。

次のページをお願いいたします。③は常総環境センターの令和4年度のごみ処理実績量となります。その下④は、令和5年10月1日現在の消防本部を除く消防署所の職員数となります。これらのデータをもととした関係市町負担金の算出結果が4ページの令和6年度関係市町負担金算出計算書となります。

5ページをご覧ください。令和6年度関係市町負担金算出計算書前年度比較表になります。各項目の上段黒字が令和6年度予算額、中段青字が前年度予算額、下段赤字が比較となります。

表の左手にあります、予算額【A】の欄が款別の歳出予算額となっております。

共通事業分の予算額は下から3段目の小計欄の黒字で40億9,561万2千円、5年度と比較しまして2億1,219万5千円増額となります。

消防分はその下になります。予算額は34億6,418万6千円で、5億3,521万8千円の増額です。

その下の行、合計しまして、組合全体の予算額は75億5,979万8千円で、7億4,741万3千円の増額となります。

右にまいりまして特定歳入控除額で、国庫支出金、地方債の増につきましては、普通建設事業増に伴い増額となり、繰越金は増額の見込みとなりまして、特定歳入控除額の右の列、関係市町負担金【A-B】の一番下の合計では61億7,942万8千円、5年度と比較しまして3億5,636万9千円6.12%の増額となっております。

続きましてA3判、資料3の令和6年度一般会計予算総括表をご覧ください。こちらは、令和6年度の予算額と、5年度の当初予算と比較した主な増減理由になります。

歳入は主なものをご説明いたします。

2款使用料及び手数料をお願いいたします。予算額は3億203万2千円で、2項手数料の廃棄物処理手数料では、ごみの直接搬入量を実績に基づく計上で横ばいとなりました。

下にまいりまして3款の国庫支出金をお願いいたします。予算額は8,363万9千円で、1項2目土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金は、公園給水設備更新事業及び野球場改修事業に対する交付金で国費率2分の1となります。その下、3目消防費国庫補助金の緊急消防援助隊設備整備費補助金は、守谷消防署配備の災害対応特殊救急自動車購入事業に対する補助金で、補助率は2分の1となります。

5款の繰越金は予算額4億1,600万円で、5年度の執行状況から精査し、共通分は3億3千万円、消防分は8,600万円を見込んでおります。

次の2ページをご覧ください。6款諸収入の予算額は7,814万4千円を計上しました。

主なものは2項1目雑入で上から4行目の守谷市派遣職員給与相当分は、組合から守谷市へ派遣する職員の給与を守谷市が負担するもので、1名増員の2名分を計上したことによる増額です。

2行下の容器包装リサイクル協会に係る拠出金では、ボトルトウボトルの協定締結により、リサイクル事業者へ直接ペットボトルを売却するため、リサイクル協会への搬出はなくなることからゼロとなり、その下のペットボトル売払い代として3,504万円を計上しました。

下にまいりまして7款組合債をお願いいたします。予算額は、4億9,840万円で、主なものは消防債で、車両3台の購入事業、車両動態システム改修事業、庁舎の改修事業及び建設事業について借り入れるものです。

歳入につきましては、以上になります。

歳出は各所属からご説明いたしますので、科目を所属ごとに並び替えさせていただきます。

3ページの歳出をご覧ください。管理課所管の歳出予算概要をご説明いたします。

1款議会費は予算額91万5千円で定例会2回、臨時会3回の開催を見込みました。

続いて、2款総務費は予算額3億531万4千円です。2行下の1項総務管理費の1目一般管理費は、予算額2億4,626万5千円で前年度比2,700万円の増額です。主な内容は、管理課と施設課を合わせた職員14名の給料等の人件費で約1億3,200万円、前年度と比較して1名減のため約700万円の減額となりますが、18節の負担金、補助及び交付金で、守谷市からの派遣職員が3名増により約3,300万円の増となります。このため実質職員数は2名増の予定です。実質的な人件費は合わせますと約2億1,800万円となり、一般管理費全体の88.5%を占めております。なお、組合から守谷市への派遣を1名増員し2名とし、その費用について守谷市より雑入で収入いたします。また、職員手当等の地域手当を現行5%から10%に引き上げて計上させていただきました。行政職では、勤

務地が守谷市内のみであること、消防職では、近隣の消防本部の支給率を鑑み、新規採用職員の適正確保のため引き上げることといたしました。

続きまして、2項職員共同研修費は予算額 571 万 6 千円です。階層別研修で、新たに部長研修を実施することにより、委託料の研修運営委託料で増額となりました。

次のページに移りまして、2項防災費は予算額 1,279 万 8 千円で前年度と比較しまして 370 万円の減額です。主な理由は、前年度事業として、需用費の修繕料と委託料の外壁等改修工事实施設計委託料の減額によるものです。6年度事業としましては、工事請負費で防犯カメラの設置工事費を計上しました。

次のページ、3項監査委員費は予算額 21 万 4 千円で前年同額です。

7款公債費は予算額 12 億 3,081 万 9 千円で前年度比 4,800 万円の増額です。主な理由は令和3年度4年度借入事業の元金償還開始によるものです。

最後に、8款予備費は予算額 1 億円で、増減なしです。共通分、消防分それぞれ 5,000 万円で計上しました。

管理課所管の補足説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（中村博美君）続きまして、施設課長 樋口博君。

○施設課長（樋口博君）続きまして、施設課所管の予算案について、ご説明させていただきます。

5ページをお開きください。まず、2款の総務費、地域交流センターに係る予算額につきましては、4,032 万 1 千円、前年度比較で 2,614 万円の減額です。減額となる主なものは、10節需用費の光熱水費で、電気使用量の実績を踏まえた減と指定管理者が節水コマや節水シャワーヘッドを取り付けたことによる上水使用量の減により 227 万 3 千円の減額、修繕料で前年度に実施した設備修繕との差額、139 万 7 千円の減、12節委託料で、前年度に実施した点検整備、調査業務、合わせて 429 万 6 千円の皆減、及び工事請負費で前年度実施の井水ろ過設備設置工事 1,901 万 9 千円の皆減などによるものです。地域交流センター費の予算については以上となります。

続きまして、3款の民生費、障害者支援施設に係る予算額につきましては、2,039 万 6 千円、前年度比較で、1,484 万 4 千円の増額です。増額となる主なものは、14節の工事請負費で、ナースコール設備がメーカーによる保守が終了し、故障時は在庫部品があれば対応可能という状況となりますので、入所者の安心安全な生活を考慮し、設備の更新工事、1,780 万 9 千円を計画しております。一方で、12節委託料で前年度に実施した調査業務委託及び設計監理委託、合わせて 407 万円が皆減となります。民生費の予算については以上となります。

続きまして、5款の土木費、常総運動公園に係る予算額につきましては、3 億 4,889 万 6 千円、前年度比較で、1 億 6,789 万 8 千円の増額です。増額となる主なものは、12節委託料で設計監理委託が 3 件で、1 件目が老朽化が顕著である野球場改修工事の基本・実施設計、2 件目が園内整備用器機等を保管するための車庫兼倉庫建築設計、3 件目が井水から上水へ切り替える給水設備更新工事の施工監理で前年度との差額、5,808 万 5 千円の増額、14節の工事請負費が 2 件で、1 件目が給水設備更新工事、2 件目が車庫兼倉庫建築工事で前年度との差額、1 億 470 万円の増額、17節の備品購入費で 40 年使用しましたスポーツトラクターの更新、及び当該車両に取り付けます、芝刈り機と人工芝

用スーパーの購入で、前年度との差額、823万2千円の増額となります。

土木費の予算については以上となりまして、施設課所管の予算説明は終わりとしてさせていただきます。

○議長（中村博美君）次に、参事兼常総環境センター所長 稲川光一君。

○参事兼常総環境センター所長（稲川光一君）常総環境センター所管の予算説明をさせていただきます。

資料3、令和6年度一般会計予算総括表6ページをご覧ください。4款衛生費の予算額は、23億3,365万7千円で、昨年度と比較しまして、1,915万5千円の増額です。

1項1目の環境センター費は、23億3,155万4千円で1,838万2千円の増額です。主なものは、職員6名分の人件費で、給料、職員手当等、共済費を合わせた人件費で、常勤職員1名減等により415万1千円の減額です。

10節需用費の光熱水費では、1億2,155万3千円の増額、電気料で、令和6年度の運転計画で焼却炉の補修工事を1年前倒し、1炉運転や全休炉が増え、発電効率が減少し、また、各課の電気料増加分を環境センター負担としたことによる、電気料1億2,141万1千円の増です。

12節委託料は、18億7,273万3千円、昨年度と比べ、1億4,094万円の減です。

運転管理委託料では、17億2,779万6千円で、3億6,934万2千円の増です。主なものは、ごみ処理施設運営管理委託で、15億9,215万円。評価指数の人件費が減じたものの、維持管理費・燃料費・薬品費が増。契約により、公共施設への外部搬出処分費用と工事による操炉の影響で追加的に支払う電気料金等分を減額。今年度はさしま環境分のみとなります。

予算の算定につきましては、資料2、予算参考資料の20ページをご覧ください。②ごみ処理施設運営管理計画のア(4)「運営管理委託算出」で予算額を算定しております。上から、(a)基準委託料15億8千万円に(b)基準資源物売払額として8千万円の収入を見込み、(a)と(b)を合わせた額15億円が税抜き想定委託料となります。こちらに、実績に応じ、精算分として、(c)物価変動費、(d)ごみ量変動費及び(e)資源物売払い差額を加えた額が委託料となります。ここで、(c)物価変動費は、下の表で算定するものですが、各費用について、厚生労働省の毎月労働統計調査などの指数を年度比較し、増減率により算定するものです。(d)ごみ量変動費は、ページの一番下で算出しておりますが、基準計画処理量の処理で使用する燃料や薬品の費用を契約しているため、実際のごみ処理量で燃料及び薬品費を精算するもので、ページの一番下で算出しております。ごみ量変動費単価として燃料と薬品費の合計額を基準計画処理量で除して、1トン当たり1,529円を算出し、ごみ量変動費は、令和6年度のごみ処理計画に基づき、処理量6万7,135トンから基準計画処理量を引き、プラスマイナス1%は免除することから基準処理量の1%を控除した量にごみ量変動費単価1,529円を乗じた350万5,997円が(d)ごみ量変動費となります。

上に戻っていただき、(e)資源物売払差額は、8千万円の資源物売払収入がなかった場合3千万円まで差額を精算するものです。更に、契約により、補修工事による操炉の影響で外部搬出処分費用と追加的に支払う電気料金等(f)から(j)8,626万7,200円を清算するものです。

以上の内容により委託料を算定しております。

資料3の6ページに戻っていただいて、食品リサイクル堆肥化施設守谷事業所運転管理委託1億1,229万3千円、1,231万2千円の増、協力世帯数増による人員、車両の増等によるものです。

処分委託料は、7,972万4千円、1億2,260万3千円の減、外部搬出処分量が増化したことによる最終処分量減によるものです。外部搬出処理処分委託料では、5,267万8千円、3億9,194万2千円の減、民間分は株式会社タクマ負担となり、公共のさしま環境分のみ計上としたことによるものです。

ごみ処理施設基本構想策定委託料、1年次389万4千円、コンサルタントに委託し、2年間で今後の施設の方向性を検討するものです。

14節工事請負費では、6,430万4千円、4,558万2千円の増、食品リサイクル施設守谷事業所の脱水設備設置工事とそれに付随する通路舗装工事を実施することによりものです。

負担金・補助金・交付金は、810万3千円、104万4千円の減、最終処分量減に伴う米沢市環境保全金の減によるものです。

4款1項2目放射能対策費は、210万3千円、77万3千円の増、指定廃棄物の安全な一時保管並びに施設の安心安全のための費用で、主なものは、分析委託料の人件費等の高騰によるものです。

以上、常総環境センター所管の説明を終わります。

○議長（中村博美君）次に、消防長 岡野智行君。

○消防長（岡野智行君） 続きまして、消防部局の説明をさせていただきます。

同じく資料3、予算（案）総括表7ページをご確認ください。まず、6款消防費全体の予算額は、32億1,980万1千円で、前年度と比較しまして、約18.4%、4億9,935万8千円の増額となります。

1目消防総務費は、26億2,432万6千円で、前年度と比較しまして、2億2,553万1千円の増、前年度より職員が8名増の277名となり、人件費等が増となっております。

内訳としましては、2節給料が人事院勧告に準じた給与条例改正に伴い約4,600万円の増、3節職員手当等として、扶養手当が対象者減見込みにより約170万円減となるものの、地域手当が支給率変更により5,700万円の増、時間外勤務手当は火災救急業務、深夜出場等増加により約1,500万円の増、期末・勤勉手当においても支給月数0.1月分引上げにより併せて4,600万円の増となっております。特殊勤務手当としましては、昨年、本年の状況を踏まえ、救急業務件数更なる増加の見込みを想定し117万円の増としております。

続いて10節需用費ですが、昨年度とほぼ同額の8,797万5千円となっております。現在工事中であります消防本部庁舎空調設備の動力を電力に変更するため電気料が380万円増額となりますが、一方、灯油の使用量が減り燃料費が280万円減額となります。

12節委託料につきましては、人事評価の構築、同制度の研修実施等により記載の委託料として約185万円が皆増となります。

18節負担金、補助及び交付金におきましては、いばらき消防指令センターにおいて次年度から2箇年計画事業で実施する通信規格4G対応のための車両動態システム更新等

により約 2,100 万円の増となるものです。

次のページをご覧ください。続いて、2 目消防施設費としましては、12 節委託料におきまして、仮称みらい平消防署建設事業における基本設計・実施設計の委託、現在実施しています消防本部庁舎の 2 年度目となります施工監理委託、そしてつくばみらい消防署施工監理委託により併せて約 3,950 万円の増加となっております。

14 節工事請負費としましては、消防本部庁舎改修工事を 2 年次計上による前年度との差額で 5,800 万円の増額、また昭和 56 年供用開始のつくばみらい消防署老朽化における屋上防水、個別空調化、浴室改修等により 8,200 万円の皆増となっております。なお、今後の消防庁舎統廃合を踏まえ、機能維持に限定した工事となっております。

16 節公有財産購入費は仮称みらい平消防署建設用地購入費の計上により 1 億 4,312 万 2 千円の皆増となります。

17 節備品購入費につきましては、車両購入費としまして、前年度比、約 5,000 万円減となる 1 億 566 万 6 千円を計上しております。後ほど、別資料にて補足説明させていただきます。

2 目消防施設費の全体としましては、5 億 9,547 万 5 千円となり、前年度と比較しまして、2 億 7,382 万 7 千の増額となります。

続きまして、資料 2、予算参考資料により、次年度の重点事業計画について補足説明させていただきます。

資料 27 ページ下段をご覧ください。消防本部、水海道消防署庁舎改修に伴う 2 箇年の事業費、財源内訳となります。財源につきましては、充当率 75%の一般単独・一般事業債、消防・防災施設整備事業を活用いたします。

続きまして、次ページ中段をご覧ください。上から二つ目のカタカナのカ、仮称みらい平消防署建設事業の基本・実施設計業務の詳細であります。2 箇年事業のうち、次年度は基本設計と地質調査を予定しております。財源は、下段の土地購入事業同様、充当率 75%の一般単独・一般事業債、消防・防災施設整備事業を活用いたします。更に最下段及び 29 ページをご覧ください。更新車両のイメージ写真を添付させていただきました。まず走行距離 23 万キロメートルとなる守谷消防署の救急車を更新いたします。続いて、次年度車齢 26 年を迎えるつくばみらい消防署のポンプ車を更新するものです。なお、救急車におきましては、緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用する予定であります。

引き続き消防力の強化と安全運用に努めてまいります。

以上、消防部局の説明を終わらせていただきます。

○議長（中村博美君）以上で、補足説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑の方は資料名とページ数をお示しください。

質疑はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（中村博美君）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

○議長(中村博美君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第6号 令和6年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計予算については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり)

○議長(中村博美君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第7号 常総地方広域市町村圏事務組合監査委員の選任につき同意を  
求めることについて

○議長(中村博美君) 日程第12 議案第7号 常総地方広域市町村圏事務組合監査委員の  
選任につき同意を求めることについて、を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、赤羽直一君の退席を求めます。

(6番 赤羽直一君 退席)

○議長(中村博美君) 提案理由の説明を求めます。

管理者 松丸修久君。

○管理者(松丸修久君) 提案の理由を申し上げます。

常総地方広域市町村圏事務組合の議員選出の監査委員は、取手市の赤羽直一議員が選  
任されておりましたが、令和6年2月14日で任期満了となりました。

引き続き赤羽直一議員を選任したいので地方自治法第196条第1項の規定により、議  
会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議のうえ、ご同意のほどお願い申し上げます。

○議長(中村博美君) 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

○議長(中村博美君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり)

○議長（中村博美君）討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第7号 常総地方広域市町村圏事務組合監査委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（中村博美君）ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり同意されました。

赤羽直一君の入場を求めます。

（6番 赤羽直一君 着席）

---

日程第13 議員提出議案第1号 常総地方広域市町村圏事務組合議会傍聴規則の一部を改正する規則について

○議長（中村博美君）日程第13 議員提出議案第1号 常総地方広域市町村圏事務組合議会傍聴規則の一部を改正する規則について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

12番 豊島葵君。

○12番（豊島葵君）提案理由を申し上げます。

常総地方広域市町村圏事務組合議会傍聴規則第9条第1項第2号に傍聴席に入ることができない者として「精神に異常があると認められる者」と規定されております。

障害を理由とする差別の解消を推進し、共生社会の実現に資することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」においては「行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として、障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。」と定めており、精神に異常があることを理由に傍聴を認めないことは、法の主旨に反することから当該規定を削除する改正を行うものです。また、併せて文言の整理を行うものです。

よろしくご審議のうえ、ご決議のほどお願い申し上げます。

○議長（中村博美君）これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（中村博美君）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はごさいませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（中村博美君）討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。

議員提出議案第1号 常総地方広域市町村圏事務組合議会傍聴規則の一部を改正する規則については、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（中村博美君）ご異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第1号は、原案のとおり同意されました。

---

○議長（中村博美君）これにて、今期定例会に付議されました案件の審議は、全部終了いたしました。

以上で、令和6年第1回常総地方広域市町村圏事務組合議会定例会を閉会いたします。

---

閉 会 午前11時36分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

常総地方広域市町村圏事務組合議会

議 長 中村 博美

議 員 赤羽 直一

議 員 田中 啓一